

総合評価方式の改正概要について【工事、測量等委託業務共通】

平成 28 年 3 月 23 日 福島県入札監理課

福島県では平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから総合評価方式に関する取扱いを下記のとおり一部見直すこととしましたのでお知らせします。

1 低入札価格調査制度に係る見直しについて 【工事関係】

(1) 誓約書の廃止について

平成 25 年 4 月から、落札候補者が調査基準価格を下回った場合は、「誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができる」とする特例措置を試行してきたところでありますが、改正品確法において「低入札価格調査制度の適切な活用を徹底すること」が求められていることから、

「誓約書については廃止」とします。

(2) 低価格入札工事の契約条件見直しについて

調査基準価格を下回り契約する場合には、工事の品質確保及びペナルティの趣旨から契約条件を以下のとおり変更しておりますが、

- ① 契約保証金の引き上げ (1/10⇒3/10)
- ② 前払金の引き下げ (4/10⇒2/10)
- ③ 配置技術者の複数名配置 (2 名配置)

低価格入札工事の更なる品質確保及びダンピング受注防止の観点から、追加で配置する技術者の取扱いについて以下のとおり見直します。なお、施工体制事前提出方式の場合も同様の取扱いとします。

「専任を要する工事の場合、追加で配置する技術者は当該工事にもみ専任配置することとし他工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。)」

2 基準日特定等の終了について 【工事、測量等委託業務 共通】

東日本大震災後の警戒区域等の設定による工事实績不足や地域貢献度の活動実績等への影響を考慮し、以下のとおり「**基準日特例**」を設けていましたが、

- ① 震災発災時に所在地が警戒区域等であった入札参加者に限り、基準日を通常の開札日ではなく、平成23年3月11日とすることができる。
- ② 工事の特別簡易型「企業の工事成績」の評価対象期間を以下のとおり変更。

現行（平成24年5月以降）	改正前（平成24年4月まで）
福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間（平成21年3月1日から開札日の属する月の3月前の末日まで）における直近の工事成績評定が75点以上である場合	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間（基準日の2年前の日の属する月の1日から基準日の属する月の3月前の末日まで）における直近の工事成績評定が75点以上である場合

警戒区域の見直し等による復旧・復興工事の実施や地域貢献度の活動実績等について確認がとれたことから、上記の「**基準日特例を終了**」とします。

また、工事の特別簡易型（復興型）「企業の工事成績」の評価対象期間についても以下のとおり見直します。

工事の特設簡易型（復興型）「企業の工事成績」	
改正後（平成28年4月以降）	現行（平成28年3月まで）
福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間（ <u>開札日が属する年度の2箇年度前の年度の4月1日から開札日の属する月の3月前の末日まで</u> ）における直近の工事成績評定が75点以上である場合	福島県発注の同一発注種別工事で企業の工事成績の評価対象期間（ <u>平成21年3月1日から開札日の属する月の3月前の末日まで</u> ）における直近の工事成績評定が75点以上である場合

3 特別配点（枠外配点）の終了について 【工事、測量等委託業務 共通】

「平成 23 年に発災した東日本大震災、新潟・福島豪雨、台風 15 号」への対応実績を評価するため、平成 24 年 5 月から特別な評価項目として枠外配点を設け評価を行ってきました。また、平成 26 年 6 月からは「平成 26 年 2 月豪雪への対応」も同様に評価するため、工事の特別配点の評価対象災害に「平成 26 年 2 月豪雪」を加え評価を行ってきたところでありますが、

- ① 評価対象としている災害に係る災害復旧工事が概ね着手に至った。
- ② 評価も 4 年間行い災害対応者に対して一定期間特別に評価を行った。

このことから、「**特別配点（枠外配点）を終了**」とします。

4 「同一市町村内工事实績」の評価基準見直しについて 【工事】

工事における「同一市町村内工事实績」の評価基準については、「過去 10 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において公共工事の工事实績がある場合」としていますが、評価対象期間が 10 年と長く、工事件数も 1 件のため該当する応札者が多く、特に一般土木工事や舗装工事に参加する企業の得点割合が非常に高い状況にあります。

このことから、一般土木工事及び舗装工事について、**地域貢献の適正な評価**の観点から以下のとおり評価基準を見直します。

なお、県以外の発注者（国、市町村等）が発注した公共工事の実績も対象となります。

	改正後（平成 28 年 4 月以降）	現行（平成 28 年 3 月まで）
評価基準	【一般土木・舗装の場合】 <u>過去 3 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において 2 件以上</u> の公共工事の工事实績がある場合 【その他の発注種別の場合】 過去 10 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において <u>1 件</u> の公共工事の工事实績がある場合	過去 10 年以内に当該工事箇所と同一の市町村内において公共工事の工事实績がある場合
配点 (簡易型・標準型)	【一般土木・舗装の場合】 ・ <u>過去 3 年以内に 3 件以上</u> ⇒ <u>2.5 点</u> ・ <u>過去 3 年以内に 2 件</u> ⇒ <u>1.5 点</u> 【その他の発注種別の場合】 2.5 点	2.5 点
配点 (特別簡易型・復興型)	【一般土木・舗装の場合】 ・ <u>過去 3 年以内に 3 件以上</u> ⇒ <u>1.0 点</u> ・ <u>過去 3 年以内に 2 件</u> ⇒ <u>0.5 点</u> 【その他の発注種別の場合】 1.0 点	1.0 点

5 建築設計における配置予定技術者の評価基準見直しについて【測量等委託業務】

建築設計委託業務における「配置予定技術者の資格の保有」の評価については、一級建築士と二級建築士を保有している場合としており、資格の保有期間に応じて評価が変わってくる評価基準となっていますが、

- ① 一級建築士合格者の平均年齢が 32 歳（H27 年実績）であり、現行の評価基準では若手技術者による応札が敬遠されがち。

このことから、**若手技術者による応札機会を増やす**観点から以下のとおり評価基準を見直します。

改正後（平成 28 年 4 月以降）		現行（平成 28 年 3 月まで）	
評価基準	配点	評価基準	配点
一級建築士 <u>10 年以上</u>	4.0 点	一級建築士 18 年以上	4.0 点
一級建築士 <u>5 年以上 10 年未満</u>	3.0 点	一級建築士 13 年以上 18 年未満	3.0 点
一級建築士 <u>5 年未満</u>	2.0 点	一級建築士 8 年以上 13 年未満 二級建築士 13 年以上	2.0 点
二級建築士 <u>4 年以上</u>	1.0 点	二級建築士 8 年以上 13 年未満	1.0 点

※表に記載の配点は簡易型技術者型の場合を記載。他の類型の場合も配点の変更なし。

6 その他 【工事、測量等委託業務 共通】

○上記以外にも運用の改善を図るため「総合評価点評価基準」、「様式関係記載留意事項」、「様式」、「手引き」等の一部見直しを行っております。
必ず見直し後の資料を確認願います。

総合評価（公共工事）のページ ⇒ [こちら](#)

総合評価（測量等委託業務）のページ ⇒ [こちら](#)

7 適用年月日 【工事、測量等委託業務 共通】

○平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から適用します。